

個人情報保護に関する規定

平成 17 年 9 月 1 日 作成

平成 19 年 6 月 21 日 改定

(目的)

第 1 条 本規則は、個人情報保護方針に基づき、ものづくりAPS推進機構(以下、当機構と記す)が有する個人情報の適切な取り扱いを定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人情報の適正な保護を実現することを目的とする。

(用語定義)

第 2 条 本規則における個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)をいう。

(適用範囲)

第 3 条 本規則は、個人情報を知りえる立場にある当機構会員および事務局に対して例外なく適用されるものとする。

(組織体制)

第 4 条 当機構における個人情報保護の主管部署は、当機構理事会とする。

2. 理事会は、当機構における個人情報の取り扱いについて、以下に掲げる役割と責任を負う。

1) 法令及び本規則に基づき、個人情報の適正な取り扱いのために必要な規則及び緊急対策マニュアルの策定

2) 個人情報の取り扱い状況に関する監査およびフォローアップの実施

3) 個人情報関連事故(個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改竄又は漏洩等)への対応

(個人情報管理責任者)

第 5 条 当機構の理事長を個人情報管理責任者とする。

2. 個人情報管理責任者は個人情報の取り扱いに関して、本規則ならびに関連諸規則、及びそれらに基づく業務手順書に則り、業務を遂行する責任を負う。

3. 個人情報の取扱いは、個人情報管理責任者の適切な監督のもとに行わなければならない。

(個人情報収集時の措置)

第 6 条 個人情報の取得は利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な限度においてのみ行うものとする。

2. 個人情報の取得は適法かつ公正な方法により行うものとする。
3. 個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を公表しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、本人から直接申込書、契約書、アンケートその他の書面（電子的方式その他による記録を含む）に記載された個人情報を取得する場合は、あらかじめ利用目的および連絡先を書面又はこれに準じる方法によって通知し、本人の同意を得なければならない。

（個人情報の利用）

第 7 条 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、共同利用する旨、及び以下に掲げる項目をあらかじめ公表しなければならない。

- 1) 共同利用する個人情報の項目
- 2) 共同利用する者の範囲
- 3) 共同利用の目的
- 4) 共同利用における個人情報の管理責任者

2. 個人情報を第三者との間で共同利用する場合は、あらかじめの承認を得なければならない。

（個人情報の取り扱いの委託）

第 8 条 個人情報の取り扱いの全部または一部を第三者に委託する場合には、当該個人情報の安全管理が図られるように、あらかじめ当該第三者と委託契約等を締結するとともに、必要な監督措置を講じなければならない。

2. 前項により委託契約等を締結する場合、次に掲げる事項を必ず定めなければならない。

- 1) 個人情報に関する秘密保持に関する事項
- 2) 再委託に関する事項
- 3) 情報漏洩等の事故時の責任分担に関する事項
- 4) 契約終了時の個人情報の返却及び消去に関する事項

3. 個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、あらかじめ当機構理事長の承認を得なければならない。

第 9 条 前 2 条の場合及び法令で定めのある場合を除き、個人情報を第三者へ提供してはならない。

（個人情報の管理）

第 10 条 個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2. 個人情報への不正アクセス、又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

(保有個人データの取り扱い)

第 11 条 本人から個人情報について、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止の請求があった場合は、法令に定められる場合を除き、遅滞無くこれに応じるものとする。

2. 保有個人情報に関する請求、及び保有個人情報の取り扱いに関する苦情の受付窓口は、当機構事務局とする。

3. 当機構理事会は、保有個人情報に関する請求があったときは、速やかに請求に応じるか否かの決定をし、当該個人情報を管理する部門に対して処置を指示するものとする。

4. 前項の決定に際して、次に掲げる事項を適切な方法により確認しなければならない。

1) 請求をするものが、本人又は法令に定められた代理人であること

2) 当該本人が識別される個人情報が真実でないという理由による訂正の請求であった場合、請求の内容が真実であること

5. 第 1 項による決定をした場合には、速やかに次に掲げる事項を請求者に通知するものとする。

1) 請求に応じる決定をしたときには、その旨及び訂正を行ったときはその内容

2) 請求に応じない決定をしたときには、その旨及び決定の理由

(保有個人データに関する事項の公表)

第 12 条 当機構が保有する個人情報につき、次に掲げる事項を公表するものとする。

1) 当機構の名称

2) 個人情報の利用目的

3) 法令に定められた、利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除、利用停止の請求に応じる手続き

4) 当機構の保有する個人情報の取り扱いに関する苦情の申し出先

(個人情報の消去および廃棄)

第 13 条 個人情報の消去及び廃棄は、漏洩等の事故を防止するために必要かつ適切な方法により行わなければならない。

(個人情報関連事故への対応)

第 14 条 当機構の全会員は個人情報の取り扱いについて、個人情報関連事故が発生又は発生した可能性が高いと推測できる場合、速やかに当機構理事長に報告しなければならない。

2. 会長は前項による報告を受けた時は、直ちに事実関係を調査するとともに、必要な措置を各部門に指示するものとする。

(報告義務)

第 15 条 当機構の全会員は個人情報の取り扱いについて、法令、本規則および関連諸規則に違反するおそれがあることを発見した時は、速やかに理事会に報告しなければならない。

2. 理事会は前項による報告を受けた時は、直ちに事実関係を調査するとともに、必要な措置を事務局あるいは関係者に指示するものとする。

(付則)

本規定は、平成 17 年 9 月 1 日より施行する。

以上